



Rakuten

## 水際取締りに係る協力に関する覚書

知的財産侵害物品等の法令で輸入が禁止されている物品の国内流入は、我が国の経済、社会、財政及び国民の安全並びに合法的な国際貿易に關係する全ての当事者の利益にとって有害であること、そして、国内流入の防止に向けて關係する当事者の協力関係の強化が重要であること

知的財産侵害物品等の国内流入を防止するため、税関が水際取締りの強化を必要としていること

税関と楽天グループ株式会社（以下「楽天」という。）との協力関係の強化が、知的財産侵害物品等の水際取締りにおいて、税関にとって有意義なものであること

また、そのような協力関係は、楽天、その取引先企業及び顧客等合法的に貿易に従事する全ての当事者にとっても有益なものであること

税関と楽天が2014年から行っている知的財産侵害物品の情報交換体制を今後更に強化していくことが必要な状況であること

を認識のうえ、知的財産侵害物品等の水際取締りに係る協力のために財務省関税局と楽天は次のとおり合意した。

- (1) 税関と楽天との協力関係の強化方法について共同して検討していくこと。
- (2) 税関及び楽天が抱える課題と問題点の相互理解に努め、2014年より実施している両者の有意義な情報交換を更に促進すること。

なお、この覚書は法令に基づく義務を免除するものでないことを確認する。

2023年12月20日

財務省

関税局長 江島 一彦



楽天グループ株式会社

代表取締役会長兼社長 三木谷 浩史

